

〔農工研技報 217〕
〔75 ~ 83, 2015〕

統計データによる耕作放棄地と集落営農の関係分析

矢挽 尚貴*

* 農村基盤研究領域事業評価担当

要 旨

わが国では、耕作放棄地が年々増加しているため、農地の有効活用や耕作放棄地発生防止が必要となっている。集落営農は、過疎化、高齢化、兼業化による労働力不足が深刻な地域や条件不利地域を中心に、農地を維持し、経営を発展させるための取組として全国で広まっている。本研究では、市町村あたりの集落営農数と耕作放棄地率を、集落営農実態調査と2010年農林業センサスのデータにより比較した。その結果、市町村単位で見ると、集落営農数が多くなると耕作放棄地率が低くなる傾向がみられた。このことから、集落営農の活動が、耕作放棄地の抑制に貢献していると考えられる。

キーワード：耕作放棄地 集落営農 2010年農林業センサス 集落営農実態調査

I 緒 言

わが国においては、出生率の低下や平均寿命の上昇により、少子・高齢化が進行しており、今後人口減少の局面を迎えることが確実な状況である。これにともなって様々な社会的・経済的問題の発生が懸念されており、その対応が重要課題となっている。

農村地域では、これらの問題が先行的に発生している。平成26年5月8日に発表された、日本創成会議人口減少問題検討分科会による提言では、全国で2010年から2040年にかけて、896の自治体で若年女性（20～39歳）が半減し、このうち523の自治体では人口が1万人未満となると試算し、「このままでは、多くの地域は将来消滅するおそれがある。」と指摘している。

同時に、わが国では食料自給率の向上を農政の重要施策として推進しているが、その一方で耕作放棄地は増加の一途をたどっている。全国の耕作放棄地面積は、2010年農林業センサスによると、39.6万haで、滋賀県の面積に匹敵するとされている。耕作放棄地は農業生産力低下のみならず、鳥獣害や病害虫の発生原因となり、災害発生危険性の増加要因や、不法投棄の誘発、景観の悪化など、農村地域に重大な悪影響を与えている（耕作放棄地対策研究会、2008）。

このような労働力不足により生産活動や地域資源の維持管理が困難となる状況の下で、集落営農に取り組む地域が全国各地で見られるようになってきている。このような取組はわが国においては古くから存在していて、集落営農の礎となっていると考えられる。楠本（2010）による

と、集落営農という言葉が使われるようになる以前から同様の取組が行われており、古くは幕末に共同出資による農業生産活動や生活改善の活動が始まり、その後、明治後期から昭和戦前期にかけては、農家小組合と呼ばれる組織が設立され、昭和初期には全国で15万組織以上に達している。農家小組合は、昭和7年に農事実行組合として法人化され、産業組合に組み込まれていった。楠本は、これらの組織が、農業生産活動のみでなく集落機能の実行機関としての性格を有していたことを強調している。

以上のように集落営農の前身と言える組織が全国各地で設立されていたが、各地域の特性に応じた取組が、いくつかの県で先進的に進められた。集落営農先進県と言われる島根県では、1975年から県による集落営農の取組が始まっている。島根県のほか、福島県、富山県、滋賀県、広島県、山口県、大分県などで、県の施策として先進的に集落営農が推進されてきた。

一方、国の農業施策における集落営農の位置づけは生産活動に焦点を当てたものとなっている。

平成4年に農林水産省が公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）では、「組織経営体の育成」並びに経営体質の強化を図るために「法人化の推進」が重要な課題として位置づけられた。

平成11年に制定された、食料・農業・農村基本法では、第二十八条で「集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う農業者の組織の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。」と集落営農を位置づけてい

るが、「専ら農業を営む者」としてではなく、女性や高齢者など多様な担い手の一つとしての位置づけであった。

国の施策においては、認定農業者や法人経営体が担い手として主な支援の対象とされてきたが、集落営農が国の施策により推進されたのは、平成19年度から始まった、品目横断的経営安定対策（その後、水田・畑作経営所得安定対策に改称）からであった。集落営農がこの施策の対象とされたことにより、全国で集落営農が増加した。

国の施策は、集落営農の生産機能に着目したものであると言えるが、集落営農はその成立過程から、地域資源の保全など、集落機能をも担う役割を併せもつ組織である。

このような地域の農地を保全するという集落営農の役割に着目すると、集落営農の存在は、その組織形態や経営規模にかかわらず耕作放棄地の有効活用、発生防止に対して貢献していると予想される。本研究では、全国的な視点で集落営農の設立状況と耕作放棄地の発生状況を、統計データを用いて比較することにより、両者の関係を明らかにすることを目的とする。

II 分析に用いるデータ

耕作放棄地と集落営農の関係を分析するために、現時点で利用可能な最新の統計データを用いて集落営農の設立状況と耕作放棄地の発生状況を比較する。

2.1 耕作放棄地の発生状況

(1) 分析に用いるデータと耕作放棄地率算定方法

耕作放棄地の発生状況を示す指標として、「耕作放棄地率」を用いる。耕作放棄地率は、農林水産省が公表している数字と合致させるため、以下の定義とする。

$$\text{耕作放棄地率} = \frac{\text{耕作放棄地面積}}{\text{耕作放棄地面積} + \text{総農家の経営耕地面積}}$$

耕作放棄地面積、総農家の経営耕地面積は、2010年農林業センサスのデータを用いる。調査時点は、2010年2月1日である。

(2) 集計結果

(1) に示したデータ及び方法により算出した都道府県別の耕作放棄地率（高い順に並べ替え）を Table 1 に示す。

耕作放棄地率の全国平均は、10.6%であるが、全都道府県のうち4分の3がこれよりも高い値となっている。中央値は14.5%である。

全国の市町村ごとの経営耕地面積と耕作放棄地率の関係を Fig.1 に示す。経営耕地面積の小さな市町村において耕作放棄地率の高い市町村が多い。

2.2 集落営農数

(1) 分析に用いるデータ

集落営農の活動を表す指標として、集落営農数又は集

落営農の経営面積が考えられる。

緒言で述べたとおり、これまで国の施策においては集落営農の生産機能に焦点が当てられ、集落営農は担い手の一形態として受け止められているため、その経営面積が集落営農の活動を表す指標として重視されてきた。しかしながら、集落営農は農業経営の発展のみを目的としているのではなく、農地をはじめとする地域資源の保全や当該集落における生活機能の維持も目的とした仕組み

Table 1 都道府県別耕作放棄地率
The abandoned rate of cultivated land by prefectures

順位	都道府県	耕作放棄地率	順位	都道府県	耕作放棄地率
1	長崎	26.0%	25	和歌山	14.3%
2	山梨	24.5%	26	三重	13.9%
3	広島	23.3%	27	熊本	13.4%
4	群馬	22.1%	28	愛知	13.1%
5	愛媛	21.9%	29	青森	12.8%
6	山口	20.7%	30	鹿児島	12.7%
7	島根	20.4%	31	岐阜	12.7%
8	静岡	20.3%	32	鳥取	12.5%
9	奈良	19.0%	33	岩手	12.0%
10	長野	18.7%	34	京都	11.2%
11	香川	18.6%	35	福岡	10.6%
12	岡山	18.6%	36	沖縄	10.5%
13	大分	17.8%	37	兵庫	9.3%
14	埼玉	17.4%	38	宮城	9.2%
15	石川	17.3%	39	宮崎	8.6%
16	高知	16.7%	40	栃木	7.9%
17	徳島	16.6%	41	山形	7.7%
18	千葉	16.6%	42	新潟	6.5%
19	福島	15.7%	43	秋田	6.0%
20	佐賀	15.3%	44	福井	5.9%
21	大阪	15.0%	45	富山	5.7%
22	神奈川	15.0%	46	滋賀	4.9%
23	茨城	14.7%	47	北海道	1.8%
24	東京	14.5%		平均	10.6%

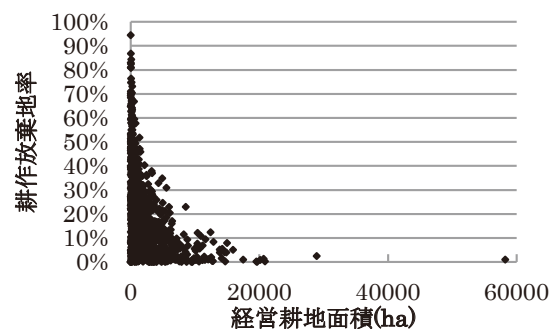


Fig.1 市町村ごとの経営耕地面積と耕作放棄地率の関係
Relationship between the area of cultivated land under management and the abandoned rate of cultivated land

であり、集落営農の有無が耕作放棄地の有効活用や発生防止に影響を与えていると考えられる。

一方、集落営農の経営面積に関しては、作業受託のみを行っていて経営耕地をもたない組織があることや、作業受託面積には、全作業受託と一部作業受託の両方のケースが含まれているなど、分析の指標として不明確な要素がある。

以上のことを踏まえて、都道府県や市町村を単位とした一定の地域において集落営農が耕作放棄地の有効活用・発生防止に果たす機能を表す指標として、集落営農数に着目して分析を進めることとする。

集落営農数は、集落営農実態調査（農林水産省大臣官房統計部）の集落営農数を用いる。耕作放棄地面積のデータと比較するため、平成22年（2010年）の調査結果を用いる。調査時点は、2010年2月1日である。集落営農数には、法人組織と非法人の任意組合が含まれる。

この調査で対象としている集落営農の定義は以下の通りである。この調査の対象となっている集落営農には、農林業センサスの農業経営体に該当しないものも含まれている。

「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。

- ① 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- ② 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- ③ 集落の農地全体をひとつの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- ④ 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- ⑤ 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- ⑥ 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含めないこととする。

- ① 農業用機械の所有のみを共同で行う取組
農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。
- ② 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組
集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの。

集落営農実態調査の対象とされる集落営農の定義は上記の通りであるが、生産活動から集落営農をとらえていることがうかがえる。緒言において記述したように、集落営農は地域が抱える事情に対応しつつ発展を遂げてきたことから、集落営農の定義は、地域によって異なっている。

本研究では、全国の市町村を対象として集落営農の設立状況と耕作放棄地の発生状況の関係を分析することを目的としているため、全国的に同一基準で集落営農を定義した集落営農実態調査のデータにより分析を進めることとする。

(2) 集計結果

2010年の集落営農実態調査の集落営農数を集計した結果による都道府県の集落営農数をTable 2に示す。最も多い滋賀県で798、最も少ない東京都と神奈川県で0となっている。平均値は289である。また、総農家の経営耕地面積100haあたりの集落営農数では、佐賀県が2.465と最も多い。

富山県、福井県、滋賀県では、すべての市町村において集落営農が存在している。

(3) 市町村別の集落営農数

集落営農数を市町村別に見ると、最も多い広島県三次市では179あり、100を超えている市町村が24ある。

市町村あたりの集落営農数では、富山県が50.5と最も多い。1市町村あたりの集落営農数の平均は7.6である。

Ⅲ 分析内容

3.1 都道府県データによる集落営農数と耕作放棄地率の関係

集落営農数と耕作放棄地率を比較するにあたり、都道府県ごとの集落営農数データと、都道府県ごとの単位面積あたりの集落営農数を用いた。単位面積あたりの集落営農数は、2010年農林業センサスの総農家の経営耕地面積から、耕地面積100haあたりの集落営農数を算出した。

都道府県ごとの集落営農数と耕作放棄地率の関係をFig.2に示す。この図では、集落営農数と耕作放棄地率の相関関係は見られない（相関係数=0.15）。

また、都道府県ごとの単位面積あたり集落営農数と耕作放棄地率の関係をFig.3に示す。この図でも、単位面積あたりの集落営農数と耕作放棄地率の相関関係は見られない（相関係数=-0.17）。

このことから、都道府県単位のデータからは、集落営農数や単位面積あたり集落営農数と、耕作放棄地率の関係性は見いだせないといえる。

3.2 市町村データによる集落営農数と耕作放棄地率の関係

都道府県データと同様に、集落営農が存在している道

Table 2 都道府県ごとの集落営農数
Number of community-based farm cooperatives by prefectures

都道府県	集落営農数	市町村数	集落営農が存在する市町村	集落営農が存在する市町村割合 (%)	市町村あたりの集落営農数	総農家の経営耕地面積 (ha)	経営耕地面積100haあたりの集落営農数
北海道	289	179	52	29	2	942,368	0.031
青森★	193	40	25	63	5	104,000	0.186
岩手★	553	34	22	65	16	102,037	0.542
宮城★	711	35	31	89	20	96,455	0.737
秋田★	737	25	23	92	29	115,142	0.640
山形★	429	35	31	89	12	89,648	0.479
福島★	374	59	49	83	6	120,487	0.310
茨城★	153	44	23	52	3	122,529	0.125
栃木★	194	30	28	93	6	102,579	0.189
群馬	124	36	15	42	3	49,080	0.253
埼玉	91	70	25	36	1	58,746	0.155
千葉	64	56	25	45	1	90,165	0.071
東京	0	63	0	0	0	5,826	0.000
神奈川	0	33	0	0	0	14,631	0.000
新潟★	555	31	27	87	18	136,806	0.406
富山★	757	15	15	100	50	35,507	2.132
石川★	258	19	17	90	14	29,112	0.886
福井★	519	17	17	100	31	27,543	1.884
山梨	3	28	2	7	1	17,817	0.017
長野★	307	78	39	50	4	74,365	0.413
岐阜★	306	42	32	76	7	37,858	0.808
静岡	9	37	4	11	1	49,084	0.018
愛知	220	59	11	19	4	55,780	0.394
三重★	255	29	22	76	9	44,575	0.572
滋賀★	798	20	20	100	40	40,134	1.988
京都★	193	26	13	50	7	22,528	0.857
大阪	2	43	-	-	1	9,409	0.021
兵庫★	744	41	35	85	18	56,226	1.323
奈良	19	39	9	23	1	15,288	0.124
和歌山	15	30	6	20	1	25,356	0.059
鳥取★	253	19	17	90	13	25,289	1.000
島根★	421	21	19	91	20	25,874	1.627
岡山★	199	27	21	78	7	48,480	0.410
広島★	587	23	18	78	26	37,367	1.571
山口★	299	19	15	79	16	31,271	0.956
徳島	21	24	10	42	1	22,386	0.094
香川★	156	17	15	88	9	22,498	0.693
愛媛★	117	20	16	80	6	37,042	0.316
高知	84	34	11	32	2	19,600	0.429
福岡★	627	60	47	78	10	60,348	1.039
佐賀★	653	20	19	95	33	26,486	2.465
長崎★	101	23	13	57	4	33,499	0.302
熊本★	448	47	37	79	10	77,573	0.578
大分★	496	18	17	94	28	38,557	1.286
宮崎★	113	28	19	68	4	49,845	0.227
鹿児島★	124	45	28	62	3	81,006	0.153
沖縄	6	41	2	5	1	25,414	0.024
合計	13,577	1,779	942	53	8	3,353,619	0.405

注1 市町村あたりの集落営農数において、山梨県、静岡県、大阪府、奈良県、沖縄県では集落営農が存在するものの四捨五入すると0となるため、集落営農が存在することを示すために1と表示した。

注2 大阪府では集落営農が少ないため、市町村別の統計データが公表されていないことから、集落営農が存在する市町村を-と表示した。

注3 集落営農が存在する市町村の割合が50%以上には、県名に★を付した。

府県の市町村あたりの集落営農数と耕作放棄地率の関係を調べた。分析には集落営農が存在しない東京都、神奈川県と集落営農数が少なく市町村データが公表されていない大阪府を除く、44道府県のデータを用いた。

市町村ごとの集落営農数と耕作放棄地率の関係をFig.4に示す。集落営農数が増えるにしたがって、耕作放棄地率が低くなる傾向が見られる。

また、市町村ごとの単位面積あたり集落営農数と耕作放棄地率の関係をFig.5に示す。単位面積あたりの集落営農数が増えるにしたがって、耕作放棄地率が低くなる傾向が見られる。

集落営農数あるいは単位面積あたりの集落営農数がある程度多い場合は、耕作放棄地率は低い範囲に集中するが、集落営農数あるいは単位面積あたりの集落営農数が少ない場合は、耕作放棄地率は低い数値から高い数値まで幅広く分布し、関連性が明らかでない。

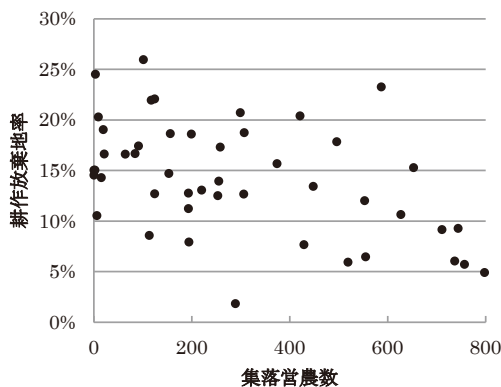


Fig.2 都道府県別集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives and the abandoned rate of cultivated land by prefectures

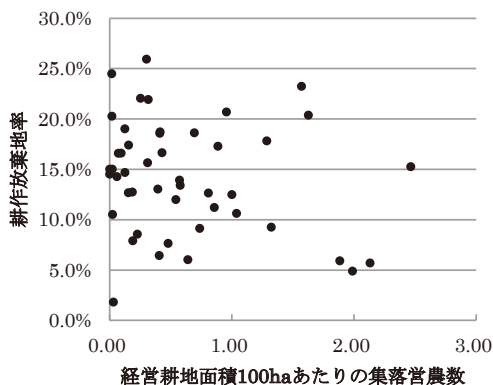


Fig.3 都道府県別100haあたりの集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives by 100ha and the abandoned rate of cultivated land by prefectures

Relationship between the number of community-based farm cooperatives by 100ha and the abandoned rate of cultivated land by prefectures

3.3 道府県ごとの市町村データによる集落営農数と耕作放棄地率との関係

Fig.4とFig.5は、44道府県の市町村を対象に図化したもので、この中には集落営農がほとんど存在しない県のデータも含まれている。集落営農がほとんど存在しない県において、市町村ごとの耕作放棄地率の違いは集落営農以外の要因に影響されていると考えられ、集落営農数と耕作放棄地率の関係を検証するにあたり、ある程度集落営農数が多い府県のデータを象徴的な例として示すこととした。

このため、都道府県別に両者の関係を比較することとした。比較は、市町村ごとの集落営農数のデータが公表されている44道府県を対象に実施した。

この中で、耕作放棄地率の異なる都道府県の例として、耕作放棄地率の割合が高い順に1位(長崎県)、11位(香川県)、20位(佐賀県)、31位(岐阜県)、41位(山形県)の府県をFig.6～Fig.10に示した。本来であれば21位の

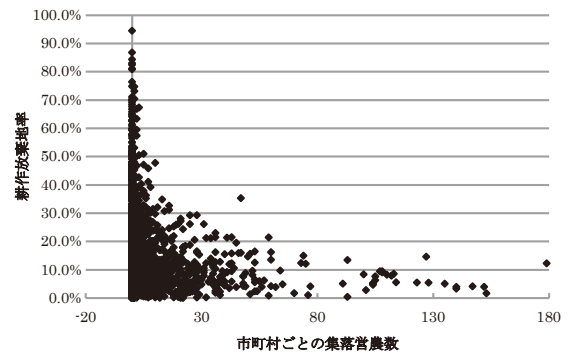


Fig.4 市町村ごとの集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives and the abandoned rate of cultivated land by municipalities

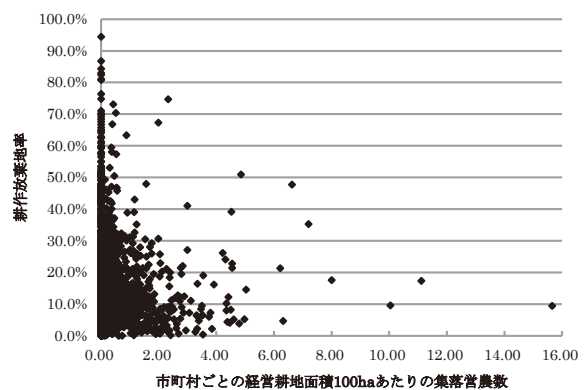


Fig.5 市町村ごとの経営耕地面積100haあたりの集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives by 100ha and the abandoned rate of cultivated land by municipalities

Relationship between the number of community-based farm cooperatives by 100ha and the abandoned rate of cultivated land by municipalities

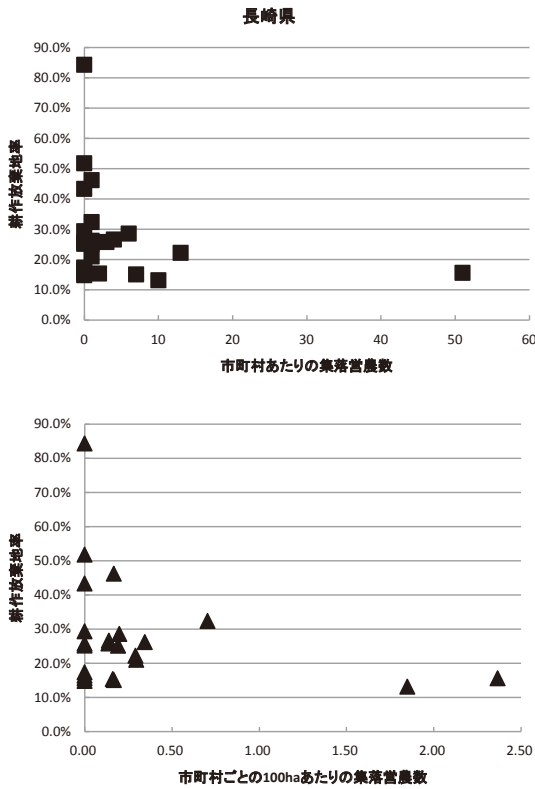


Fig.6 長崎県における集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives and the abandoned rate of cultivated land in Nagasaki prefecture

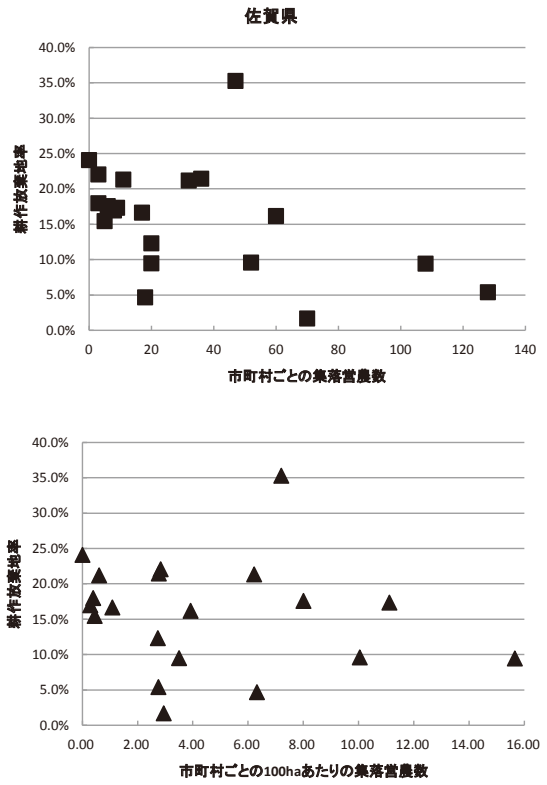


Fig.8 佐賀県における集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives and the abandoned rate of cultivated land in Saga prefecture

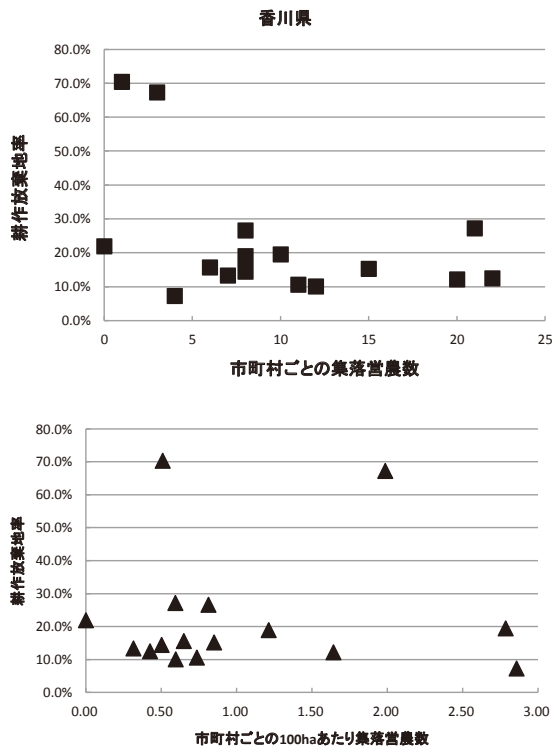


Fig.7 香川県における集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives and the abandoned rate of cultivated land in Kagawa prefecture

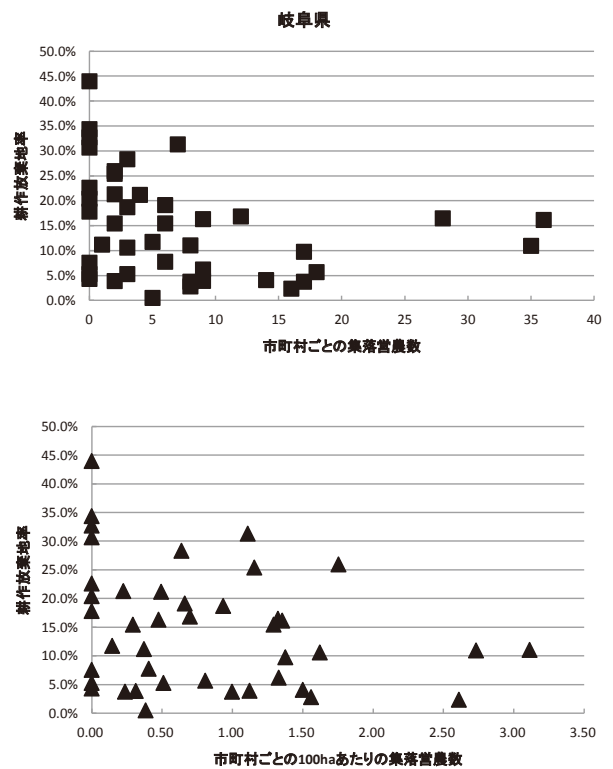


Fig.9 岐阜県における集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives and the abandoned rate of cultivated land in Gifu prefecture

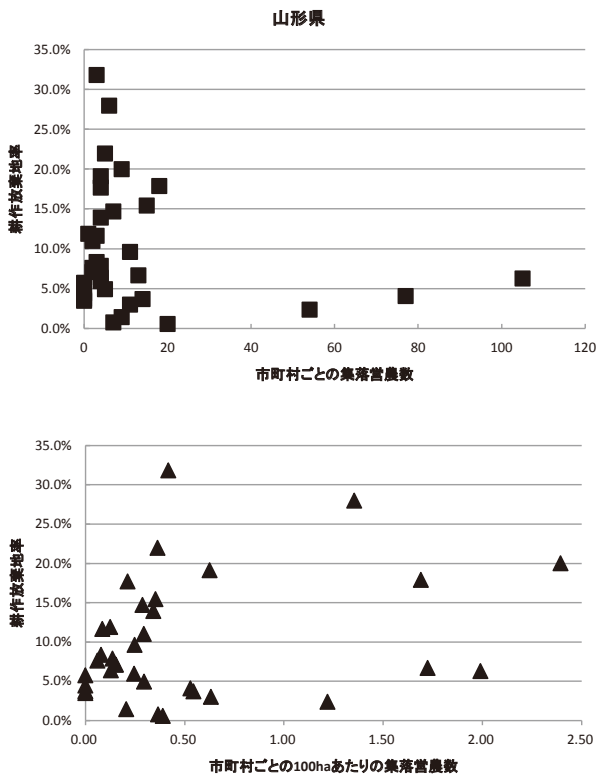


Fig.10 山形県における集落営農数と耕作放棄地率の関係
Relationship between the number of community-based farm cooperatives and the abandoned rate of cultivated land in Yamagata prefecture

大阪府を示すところであるが、大阪府の市町村データは公表されておらず、なおかつ、集落営農数が2と少ないため、耕作放棄地率の割合が直近上位である20位の佐賀県を示した。

これらの結果から、集落営農数と耕作放棄地率の関係、単位面積あたりの集落営農数と耕作放棄地率との関係のいずれも、集落営農数あるいは単位面積あたりの集落営農数が多いほど、耕作放棄地率が低くなる傾向が見られた。この傾向は、市町村あたりの集落営農数と耕作放棄地率の関係において特に明確に見られる。

長崎県、香川県では、集落営農数が少ない場合は、耕作放棄地率の高い市町村が見られるが、集落営農が多くなると、耕作放棄地率はおおむね30%以下の範囲にのみ分布している。

佐賀県と岐阜県においても、集落営農が多い市町村では、耕作放棄地率はおおむね20%以下の範囲にのみ分布している。

また、県平均の耕作放棄地率がこの5県の中で最も低い山形県では、集落営農が多い市町村では、耕作放棄地率はおおむね10%以下の範囲にのみ分布している。

今回分析を行った44道府県のうち、集落営農数が少ない、あるいは集落営農が存在する市町村数が少ない道県においては、集落営農数と耕作放棄地率の関係が判断

できないケースもあった。集落営農が存在する市町村の割合は全国平均で53%であることを考慮し、集落営農が存在する市町村の割合が50%以上の府県を比較対象と考えると、27府県がこれに該当する（既出の長崎県、香川県、佐賀県、岐阜県、山形県を除く）。これら27府県のうち、富山県、兵庫県を除く25府県において、長崎県、香川県、佐賀県、岐阜県、山形県と同様の集落営農数と耕作放棄地率の関係が見られた。

IV 考察

4.1 集落営農による耕作放棄地の抑制効果について

以上の結果から、都道府県単位で集落営農数と耕作放棄地率を比較（Fig.2及びFig.3）すると、明確な関係は見いだせなかったが、都道府県によって地形条件や農業構造などの耕作放棄地発生に与える要因が大きく異なるため、集落営農との関係が明確に現れなかったと考えられる。一方、道府県単位で市町村ごとのデータを比較することにより、地形条件や農業構造などの条件の影響が少なくなり、集落営農と耕作放棄地率の関係がより明確に現れると考えられる（Fig.6～Fig.8）。道府県単位で見ると、集落営農が多い市町村では、耕作放棄地率が低くなるという傾向が、統計データから読み取れる。一方、集落営農が少ないと耕作放棄地率が高くなるとは言えない。集落営農数が少ない市町村においては、集落営農数と耕作放棄地率の関係が明確でない。

農林水産省農村振興局による「耕作放棄地に関する意向調査（平成21年）」では、全市町村に対して耕作放棄地の発生原因を調査しているが、耕作放棄地の発生原因として13項目をあげて、地域類型別に集計している。これらの原因を大別すると、①農地利用者が存在しない、②農地の売却や貸与に対する所有者の抵抗感が強い、③農地の利用が経済的に不合理、に分類できる。集落営農では、農地所有者の合意形成を図り、組織的な営農を行っていることから、①と②の要因については解決される。

また、集落営農の運営状況を事例調査したところ、耕作放棄地となっていた条件不利農地（区画狭小や鳥獣被害発生）を集落営農組織が復元し、農地として利用している実態が見られた。生産効率という点では不合理な農地であっても集落営農においては利用されている理由としては、緒言で述べたように、集落営農の設立経緯が深く関係していると考えられる。

楠本（2010）は、集落営農の設立経緯・発達史を踏まえて、集落営農を以下のように定義している。

『『地域環境の維持保全の共同活動』、『生産の共同活動』、『暮らしの共同活動』という地域住民の3分野の共同活動が『三位一体的構造』で結合した『社会的共同経営体』である。』

すなわち、集落営農による耕作放棄地の抑制効果を

評価する上では、集落営農の目的意識にも着目することが重要であると考えられる。これは、集落営農の設立目的に関する調査結果に反映されている。「集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」(農林水産政策研究所, 2009)及び平成22年集落営農実態調査によると、集落営農の設立目的として「地域の農地を守るため」と回答している組織割合が最も高いことから、集落営農は地域の農地の保全を強く意識していることがうかがえる。

このように集落営農が存在する地域においては、耕作放棄地の有効活用、発生防止が図られると考えられる。さらに、集落営農のうち、三分の一にあたる34%の組織が5ha以上の作業受託を行っている(平成22年集落営農実態調査)ことから、耕作放棄地発生防止の効果はその周辺地域にも及んでいると考えられる。

各道府県とも、集落営農数が多ければ多いほど耕作放棄地率がゼロに近づくということではなく、ある程度の耕作放棄地が存在している。このことは集落営農による耕作放棄地利用の限界を示しているともいえる。耕作放棄地の荒廃が進み、通常の営農の範疇では耕作放棄地を営農可能な状態に復元できない場合や、鳥獣被害が著しい農地、遠隔地の農地など、集落営農では耕作放棄の解消が困難な農地がある程度存在すると考えられ、これらの農地の耕作放棄解消のためには、このような農地を集落営農が利用するための条件整備が必要であると考えられる。

また、集落営農の活動にとって不利な条件の地域もあり、例えば経営耕地面積が小さい市町村では集落営農の収益基盤が限られることや、耕作放棄を防止するための生産基盤整備の面で事業採択要件を満たさないなどの課題があると考えられる。Fig.1に示したように経営耕地面積が小さい市町村において耕作放棄地率が高い市町村が多く見られるが、耕作放棄地の有効活用・発生防止のためには、このような地域において集落営農が農業生産活動や地域資源の保全を図る機能を発揮させるための対策が必要である。

V 結 言

本研究では、統計データにより集落営農の設立状況と耕作放棄地の発生状況を比較することにより、集落営農が多いほど耕作放棄地が少ないという傾向があることを明らかにした。しかしながら、集落営農の規模や活動実態は多種多様であるにもかかわらず、統計上はすべて1組織としてカウントされており、統計データを用いた分析には限界がある。今後は、集落営農による耕作放棄地の有効活用や発生防止の効果を、集落営農活動の実態調査を行うことにより、実証していくこととする。併せて、集落営農が耕作放棄地を有効活用する上での具体的な課題を事例収集し、耕作放棄地解消のための条件を明らかにしていきたい。

参考文献

- 国土審議会計画部会 (2006)：集落の将来像の構築，第8回自立地域社会専門委員会
- 耕作放棄地対策研究会 (2008)：耕作放棄地の再生・利用に向けて (中間とりまとめ)
- 農林水産政策研究所 (2009)：集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析，平成20年度プロジェクト研究成果報告書
- 楠本雅弘 (2010)：進化する集落営農 新しい「社会的共同経営体」と農協の役割，農文協
- 農林水産省大臣官房統計部 (2010)：平成22年度集落営農実態調査報告書
- 農林水産省大臣官房統計部 (2010)：2010年世界農林業センサス報告書
- 農林水産政策研究所 (2010)：水田作地域における集落営農組織等の同行に関する分析
- 農林水産政策研究所 (2013)：集落営農展開下の農業構造 —2010年農業センサス分析—
- 日本創成会議 (2014)・人口減少問題検討分科会 (2014)：ストップ少子化・地方元気戦略

受理年月日：平成26年10月31日

Analysis of the Abandonment of Cultivated Area and Community-based Farm Cooperatives from Statistical Data

YABIKI Naoki *

* Laboratory of Project Evaluation, Rural Development and Planning Research Division

Abstract

The area of farmland and cultivated land being abandoned in Japan increased to 396,000 ha in 2010. It is necessary to effectively utilize farmland and eliminate abandonment of cultivated area to avoid the consequences of scarcity of agricultural supply. Community-based farm cooperatives have been promoted throughout Japan as a measure to encourage communities to be involved in maintaining and managing farmland in regions where the population has been decreasing and aging. This study compares the number of community-based farm cooperatives by municipalities to the rate of abandoned cultivated land by municipalities using data from surveys on community-based farm cooperatives and the 2010 world census of agriculture and forestry. The results showed that the rate of abandoned cultivated land tended to be lower in municipalities with more number of community-based farm cooperatives.

Key words: abandoned cultivated land, community-based farm cooperatives, survey on community-based farm cooperatives, 2010 world census of agriculture and forestry. survey on community-based farm cooperatives

